

第 1 章 プランの概要

1 プラン策定の背景及び目的

わが国の総人口は平成 20 年をピークに減少に転じ、人口減少社会という現実には直面し、少子化及び超高齢化、経済・社会のグローバル化、未婚・非婚の増加、家族形態の多様化、地域社会における人間関係の希薄化など、社会経済環境はめまぐるしく変化しています。

このような状況下では、将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活力ある地域社会づくりが求められ、家庭や地域、職場などあらゆる場における男女共同参画が望まれています。

しかしながら、出産・子育て期の女性の離職、性別による固定的役割分担から非正規労働者の多くが女性である現状、女性に対する暴力件数の増加など、性別による固定的役割分担等の社会への女性の社会参画はいまだ十分とは言えません。

男女共同参画社会の実現は、急速な少子高齢化、価値観やライフスタイルの多様化等、社会経済情勢の変化に対応していくうえで、国の最重要課題と位置づけられており、お互いの人権を尊重しながら責任を分かちあい、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することができる社会を作ることが求められます。

「第 2 次曾於市男女共同参画プラン」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を包含するものとします。プラン策定にあたっては、「曾於市男女共同参画推進懇話会」の提言を踏まえ、これまでの「曾於市男女共同参画プラン」を継承しつつ、市の関連する諸計画との整合性を図りながら策定しました。

また、昨年実施した「曾於市男女共同参画に関する意識調査」の結果や、内閣府の「第 4 次男女共同参画基本計画」、「第 2 次鹿児島県男女共同参画基本計画」を踏まえ、これまでの成果と課題を検証し、本市の男女共同参画社会づくりの新たな指針として策定しました。

なお、このプランは、本市における男女共同参画社会の実現に向けて、具体的な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

男女共同参画社会の定義

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

【男女共同参画社会基本法】

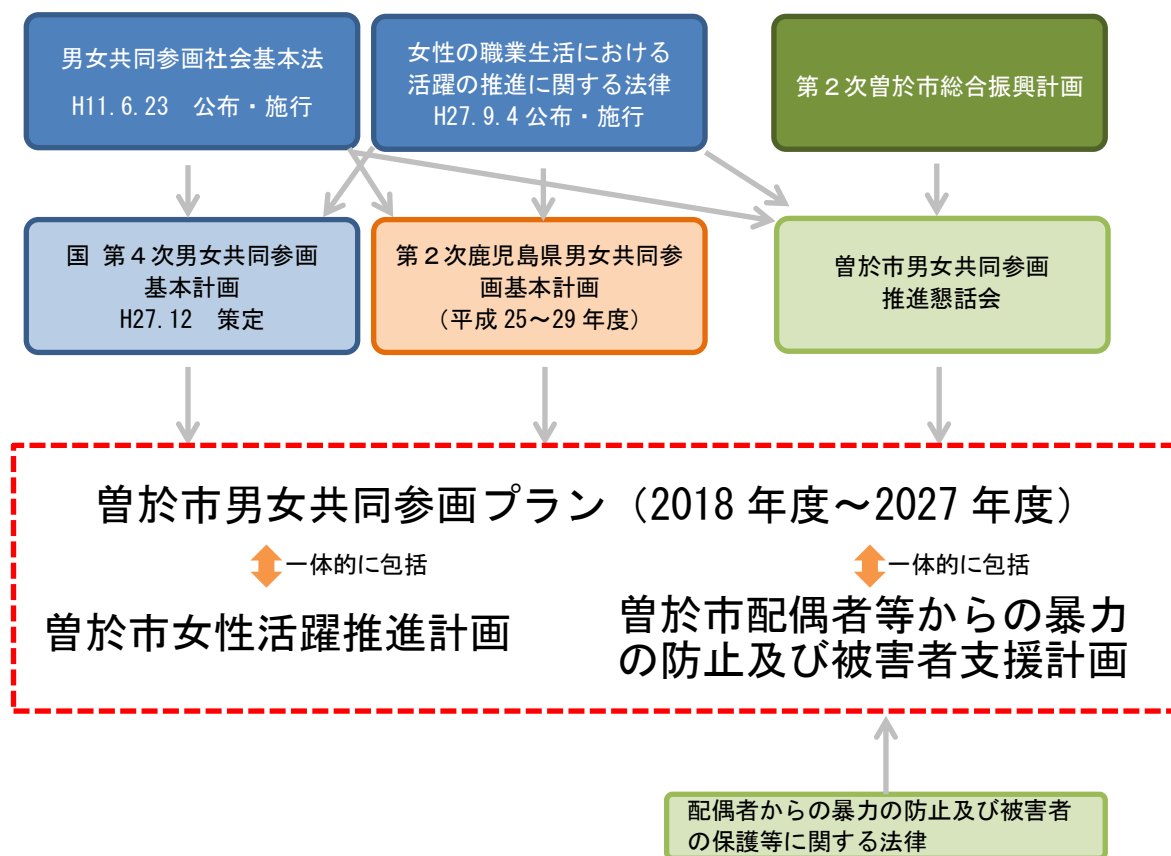
2 曾於市における取組状況

本市では、男女共同参画社会の実現を目指し、平成20年に「曾於市男女共同参画プラン」を策定しました。

プランの実施においては全庁的な取組を行い、庁内で構成される「曾於市男女共同参画推進会議」や庁外組織である「曾於市男女共同参画推進懇話会」で把握評価し年度ごとに取組状況を公表しながら様々な施策を実施しています。

3 プランの位置づけ

このプランは、男女共同参画社会基本法第14条に基づく、曾於市における男女共同参画社会の形成に関する施策についての基本的なプランであり、国の第4次男女共同参画基本計画等を踏まえて策定しました。



4 プランの期間

この計画の期間は、2018年度から2027年度までの10年間とし、具体的な取組については5年間で区切りとして見直します。

その他、国内外情勢の動向や社会・経済環境の変化に対応し、必要に応じて見直しを行います。